平成２４年（フ）第５１号
沖縄県宜野湾市新城２丁目28番５号
破産者　名幸　　一
1　決定年月日　平成24年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第６５９号
横浜市港北区新吉田町5226
破産者　株式会社貝殻テラス
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４１０号
金沢市中村町31番41号505、従前の本店所在地金沢市北安江１丁目７番７号
破産者　有限会社兼六商事（旧商号有限会社ウエストヒルズテニスクラブ）
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１６９号
岐阜県羽島郡笠松町西町77番地
破産者　株式会社アーバン
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３８号
静岡県伊東市富戸1317番地の457
破産者　株式会社中部地所
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第４７０号
徳島県板野郡松茂町満穂字満穂開拓144番地の１
破産者　徳南急送株式会社
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２０号
鹿児島県大島郡瀬戸内町大字網野子240番地
破産者　池田やよい
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１４号
栃木県栃木市大町２番６号
破産者　巻嶋　輝雄
1　決定年月日　平成24年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第２４号
栃木県小山市暁２丁目２番27号
破産者　中根　行雄
1　決定年月日　平成24年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第１３号
大分県竹田市久住町大字栢木6049番地92
破産者　吉野　哲也
1　決定年月日　平成24年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所竹田支部

平成２３年（フ）第３６１５号
札幌市中央区宮の森３条４丁目２番26号ピュアパレス宮の森Ｂ―１階２号、開始決定時の住所札幌市中央区宮の森３条４丁目２番21号　大橋マンション３号
破産者　田中緋都美
1　決定年月日　平成24年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３６号
札幌市中央区南７条西８丁目1032番地３　南７西８ビル102棟802号
破産者　西條　正人
1　決定年月日　平成24年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４１５号
札幌市中央区北７条西22丁目３番21―102号、申立時の住所札幌市白石区菊水２条３丁目１番10―601号
破産者　村田　　敏
1　決定年月日　平成24年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７９３号
札幌市北区新琴似６条６丁目１番11号大塚荘
破産者　大塚　政光
1　決定年月日　平成24年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０２号
仙台市青葉区台原３丁目38番15号　台原パークヴィラ101
破産者　佐藤　洋一
1　決定年月日　平成24年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１２２号
仙台市若林区若林３丁目10番26号　ロフティ若林102
破産者　若松　秀利
1　決定年月日　平成24年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１３４号
仙台市宮城野区福室１丁目９番20号　シルバーハット６
破産者　後藤　良一
1　決定年月日　平成24年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６４２号
埼玉県所沢市大字牛沼164番地の１
破産者　澤　　典成
1　決定年月日　平成24年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１３９号
埼玉県坂戸市柳町34番15号、開始決定時の住所埼玉県坂戸市大字塚越71番地８
破産者　川本由美子
1　決定年月日　平成24年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部